第四十四条第一項中「基本三角点及び基準点測量作業規程準則（昭和六十一年総理府令第五十一号）第二条に規定する四等三角点（以下「四等三角点等」という。）」を「基準点等」に、「四等三角点等及び地籍図根点（以下「地籍図根点等」という。）」を「地籍図根点」に改め、同条第二項中「地籍図根点等」を「地籍図根点」に改める。

第四十五条ただし書中「、地籍図根三角測量において」を削る。

第四十六条中「地籍図根点等」を「基準点等及び地籍図根点（以下「地籍図根点等」という。）」に改める。

第四十九条第一項中「四等三角点等」を「基準点等（補助基準点を除く。以下この条において同じ。）」に改め、同条第三項中「四等三角点等」を「基準点等」に改める。

第五十二条第一項中「地図及び簿冊に令で」を「地籍図根三角測量により設置された地籍図根三角点を基礎として行う一筆地測量及び地積測定において、令別表第四に」に改める。

第五十八条第一項中「地図及び簿冊に令で」を「地籍図根多角測量により設置された地籍図根多角点を基礎として行う一筆地測量及び地積測定において、令別表第四に」に改め、同条第二項中「座標値」の下に「及び標高」を加える。

第六十四条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　放射法による細部図根測量は、地籍図根測量又は多角測量法による細部図根測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うものとする。

3　放射法による細部図根測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角路線に属する相隣る細部多角点等までの距離は、与点から細部図根点までの距離より短くするものとする。

第六十七条の見出しを「（観測、測定及び計算）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

細部図根測量における観測及び測定は、細部図根測量により設置された細部図根点を基礎として行う一筆地測量及び地積測定において、令別表第四に定める限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

第六十八条中「一筆地測量は」の下に「、単点観測法によるものを除き」を加える。

第七十条中「割込法、距離法又は交点計算法」を「交点計算法又は単点観測法」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（放射法による一筆地測量）

第七十条の二　放射法による一筆地測量は、細部図根点等を与点として行うものとする。

2　放射法による一筆地測量は、地籍図根測量又は細部図根測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うものとする。

3　放射法による一筆地測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角路線に属する相隣る細部図根点等を基準方向とし、与点から筆界点までの距離は、与点から基準方向とした細部図根点等までの距離より短くするものとする。

（多角測量法による一筆地測量）

第七十条の三　多角測量法による一筆地測量における多角路線の選定に当たつては、細部図根点等を結合する多角網又は単路線を形成するよう努めなければならない。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、閉合路線を形成することができる。

（交点計算法による一筆地測量）

第七十条の四　交点計算法による一筆地測量における仮設の表示杭の測量は、交点計算法以外によるものとする。

2　仮設の表示杭は、筆界点の近傍に設置するよう努めなければならない。

（単点観測法による一筆地測量）

第七十条の五　観測に使用する測位衛星の数は五以上とし、受信高度角は十五度以上とする。

2　単点観測法により観測された筆界点の座標値は、周辺の細部図根点等との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

第七十一条中「一筆地測量」の下に「（単点観測法によるものを除く。）」を加える。

第八十二条第二項中「第五十八条、第五十九条第一項、第六十条から第六十四条まで」を「第五十八条から第六十四条まで」に、「、第七十条第一項及び第七十一条第一項」を「及び第七十条から第七十一条まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に、この省令による改正前の地籍調査作業規程準則に基づいて作成され国土調査法第五条第三項、第六条第二項又は第六条の四第二項の届出のあった作業規程については、この省令による改正後の地籍調査作業規程準則に基づいて作成され同法第五条第三項、第六条第二項又は第六条の四第二項の届出のあったものとみなす。

○国土交通省令第四十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第二項の規定に基づき、地籍図の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

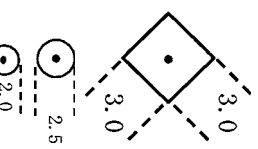
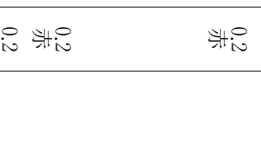
平成二十二年十月十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

地籍図の様式を定める省令の一部を改正する省令

地籍図の様式を定める省令（昭和六十一年総理府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別記第1部1の表中

<table>
<tr><td>「</td><td>基本三角点
四等三角点</td><td></td><td>0.2
赤</td><td>0.2、1.0、3.5等の数字は、それぞれ0.2㎜、1.0㎜、3.5㎜等を表示するものとする（以下同じ。）。</td><td>を</td></tr>
<tr><td></td><td>基本多角点
基準多角点</td><td></td><td>0.2
赤</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>基本三角点（補助基準点を除く。）
電子基準点</td><td></td><td>0.2
赤</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>基本多角点
補助基準点</td><td></td><td>0.2
赤</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>」</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>に</td></tr>
</table>

改める。

附　則

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。